

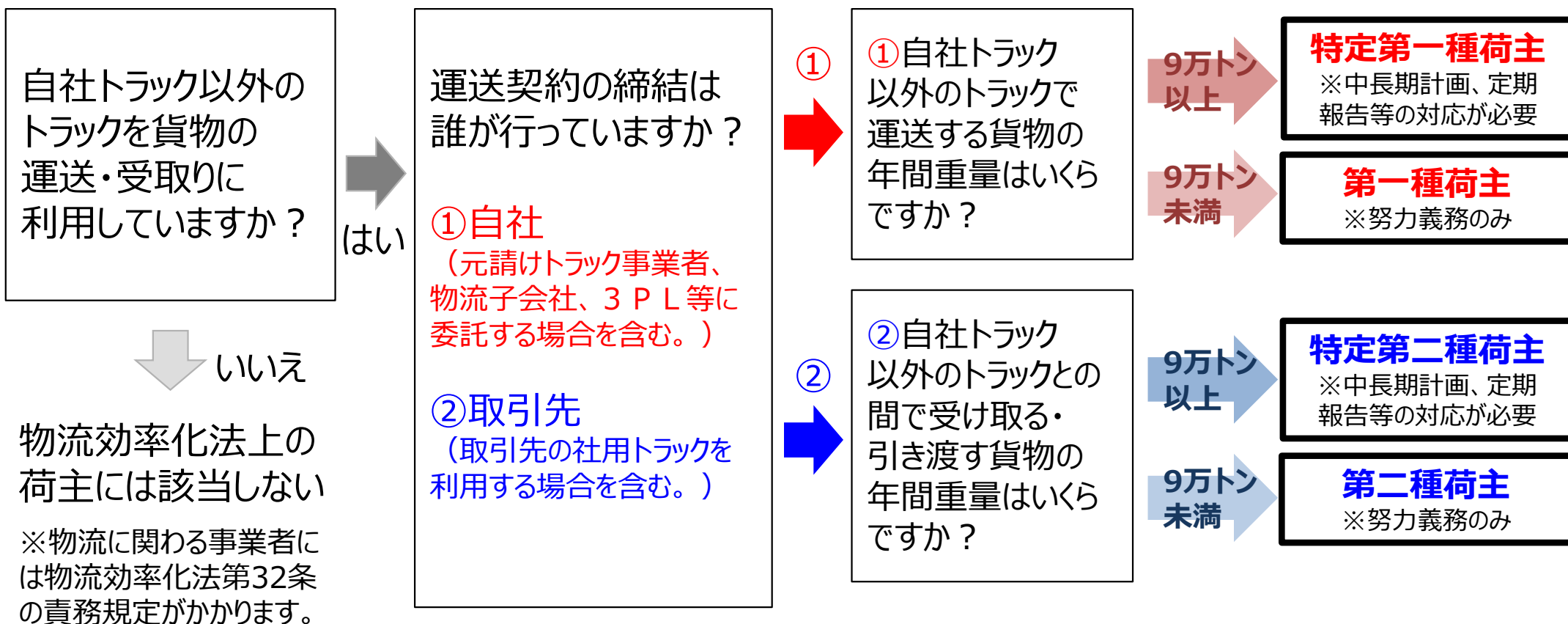
建設業者向け荷主のパターン集

荷主等の定義・義務

種別	定義（第30条／第45条）	努力義務(※)	特定事業者の義務
第一種荷主	<p>自らの事業（<u>貨物の運送の事業を除く。</u>）に関して継続して<u>貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者</u>（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）<u>に貨物の運送を行わせることを内容とする契約</u>（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。）<u>を締結する者</u>をいう。</p>	<p>第37条第1項～第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積載効率の向上等（リードタイムの確保等） ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（パレットの利用等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
第二種荷主	<p>次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 自らの事業（<u>貨物の運送及び保管の事業を除く。</u>□及び第四十五条第五項において同じ。）に関して継続して<u>貨物</u>（自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。□及び第四十二条第四項において同じ。）<u>を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者</u></p> <p>□ 自らの事業に関して継続して<u>貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</u></p>	<p>第37条第4項・第5項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等） ・荷役時間の短縮（検品の効率化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任

(※)荷役等時間の短縮の対象は、荷主自身が管理する施設及び寄託先の施設におけるもの。荷待ち時間の短縮の対象は、加えてその周辺の場所におけるもの。

荷主の区分の考え方

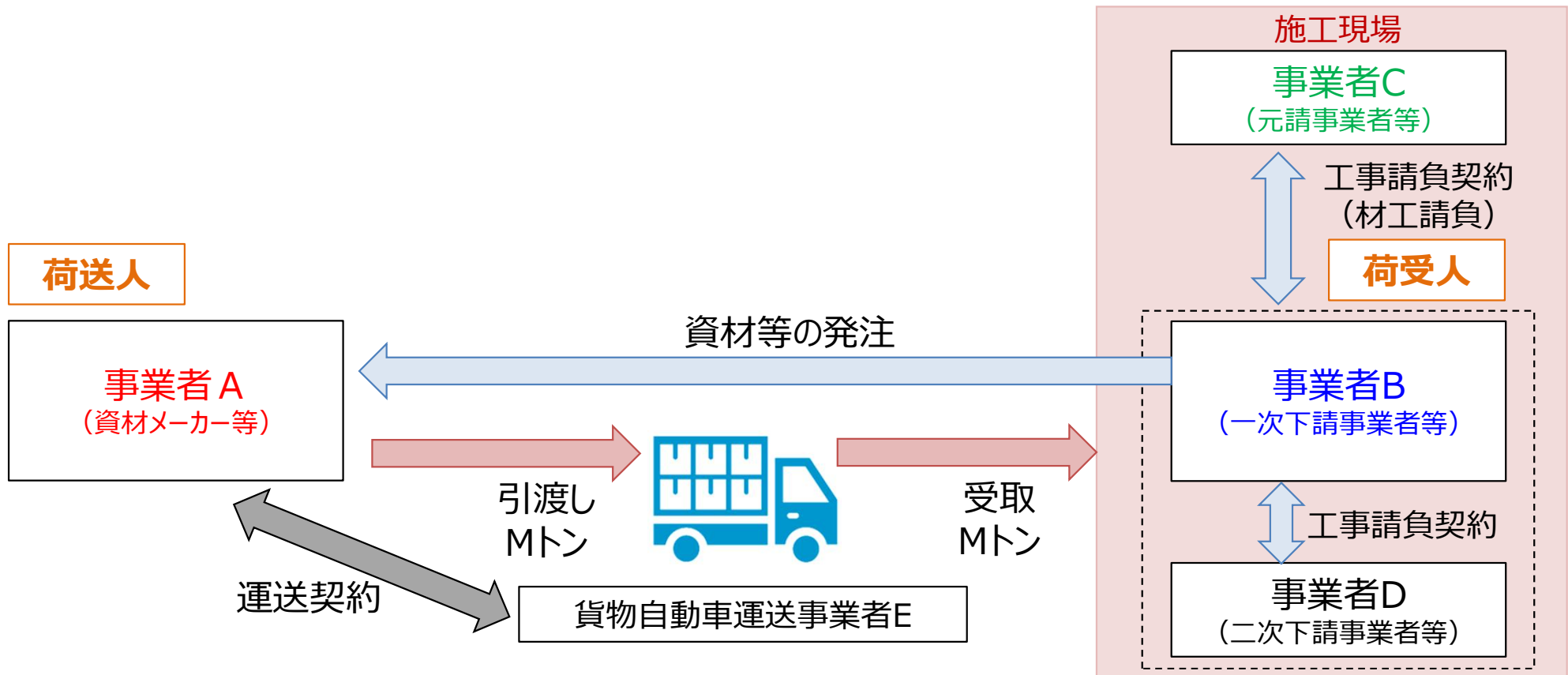


【留意事項】

- 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約（自社の管理下で貨物の受渡しを行うものに限る。）の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。（フローチャートの①、②両方に該当します。）
- 取扱貨物の重量は、受取り、引渡しで区別せず、自社契約分、取引先契約分のそれぞれで、受取り分と引渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間受取貨物重量5万t、年間引渡貨物重量5万t、いずれも取引先契約の運送事業者とやり取りしている場合、第二種荷主としての取扱貨物重量10万tとなり、特定第二種荷主に該当します。）

3-0. 材工請負

- 施工現場において使用する資材等について、**下請（材工請負）事業者が発注し、資材メーカー等が**運送契約を締結して施工現場に配送、**下請事業者が受け取る場合は、資材メーカー等が第一種荷主、資材等が発注した下請事業者が第二種荷主に**該当する。

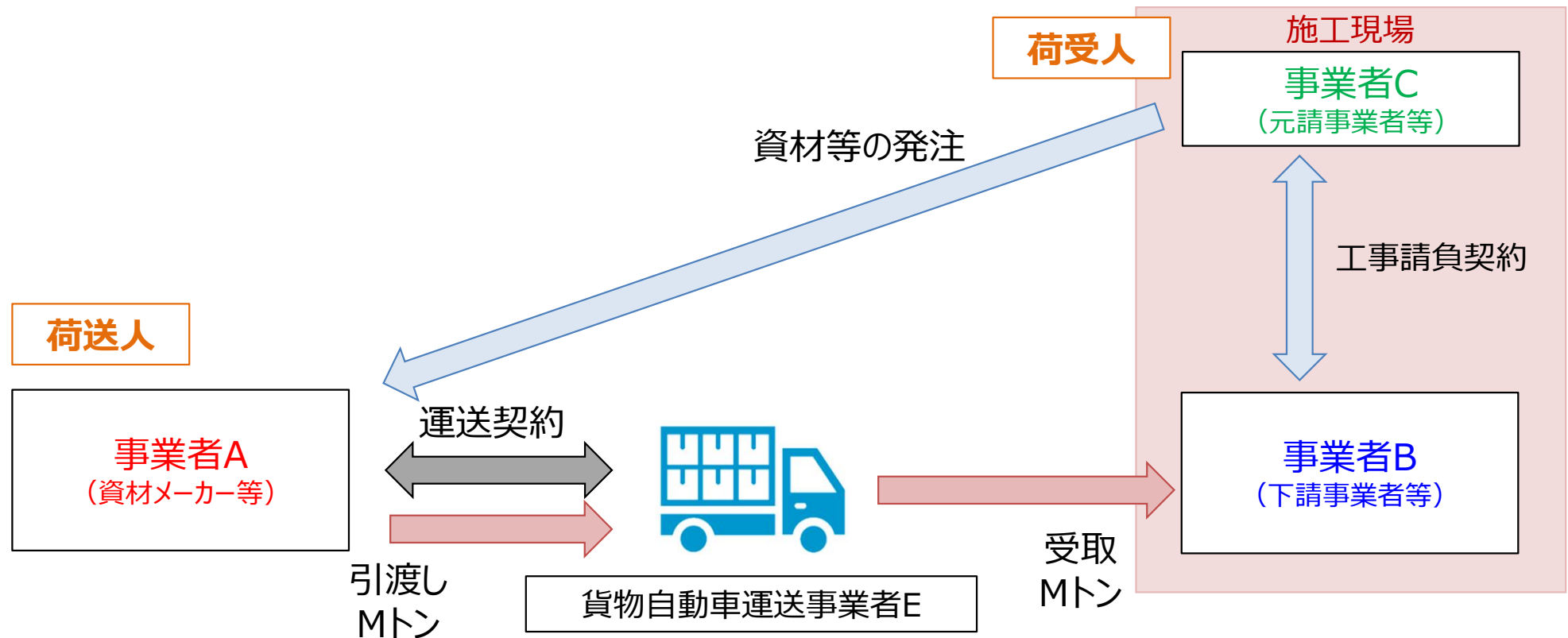


第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

3-3. 元請事業者が資材等を発注している場合

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、資材メーカー等が**運送契約を締結して施工現場に配送、**下請事業者が受け取る**場合は、**資材メーカー等が第一種荷主、元請事業者が第二種荷主**に該当する。



第一種荷主：事業者A
【Mトン】

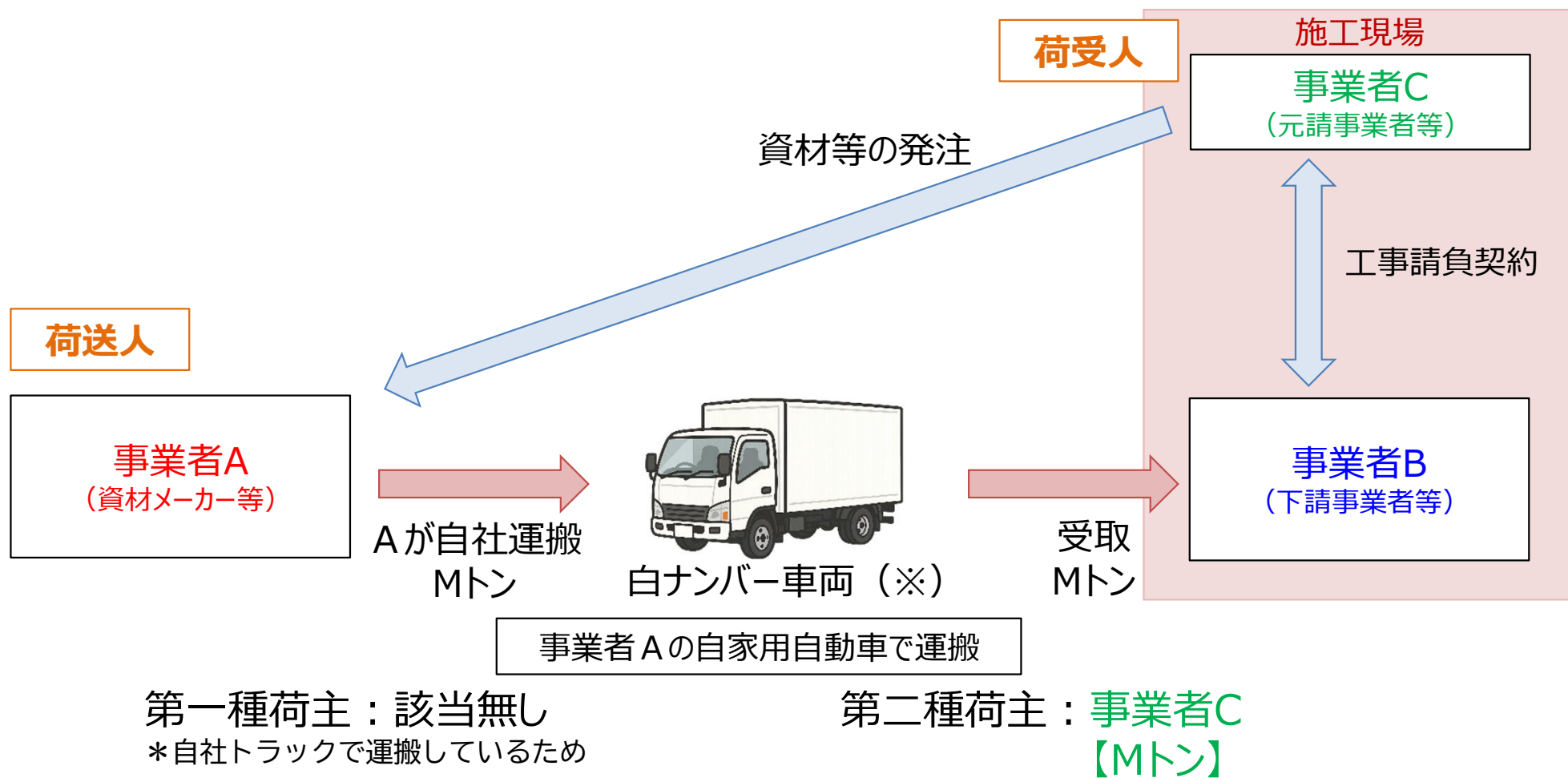
* 運送契約を結んだ者がAであるため

第二種荷主：事業者C
【Mトン】

※ 事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-0. 元請事業者が資材等を発注している場合 (資材メーカーが自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、資材メーカー等が自家用自動車**で施工現場に運送、**下請事業者が受け取る**場合は、**第一種荷主は該当なし、元請事業者が第二種荷主に該当する。**

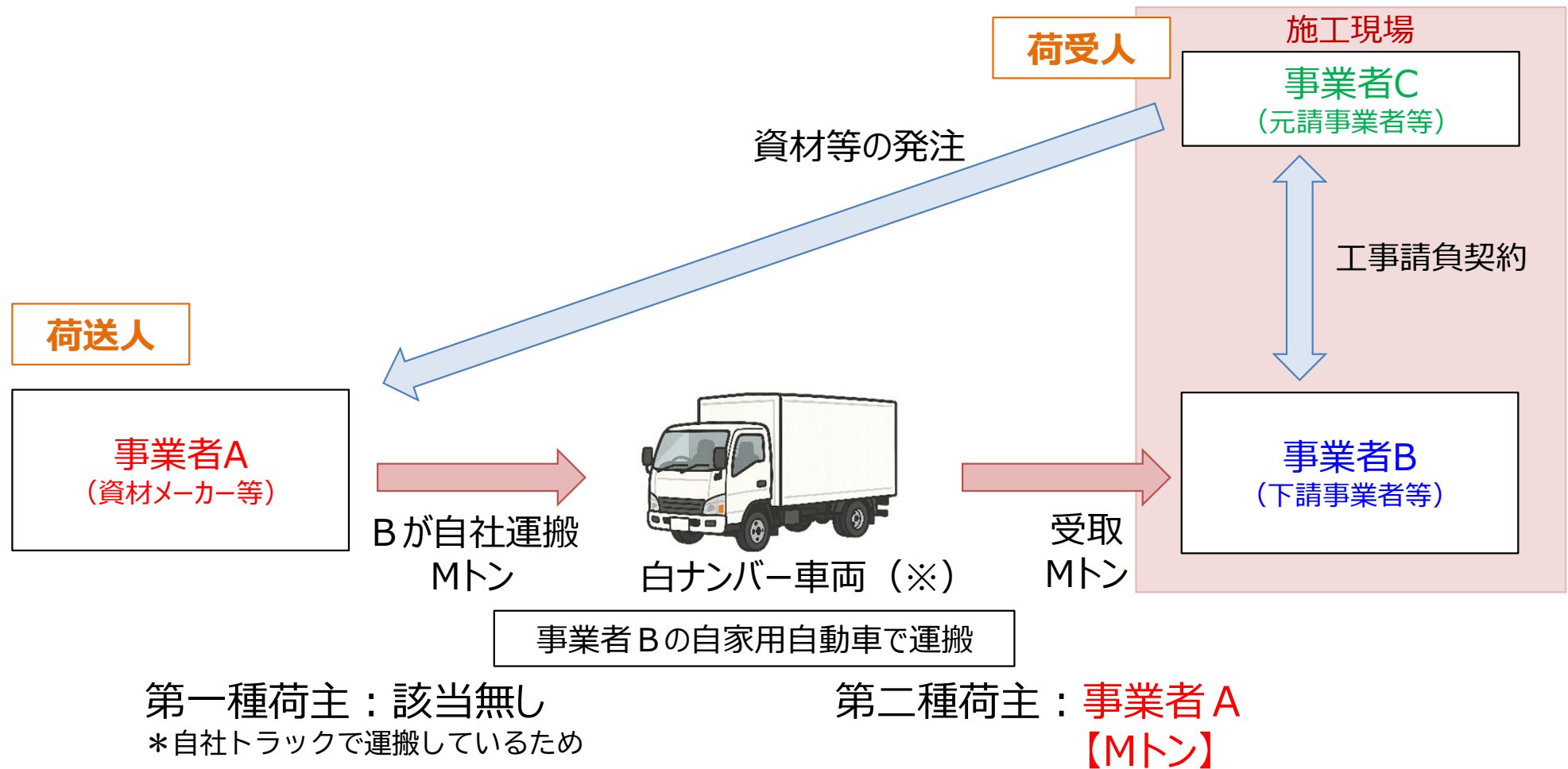


※事業者Aが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（製造業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

* 事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-0. 元請事業者が資材等を発注している場合 (下請事業者等が自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、下請事業者が自家用自動車**で**資材メーカー等**から受け取って**施工現場に運送する**場合は、**第一種荷主は該当なし、資材メーカー等が第二種荷主に該当する。**

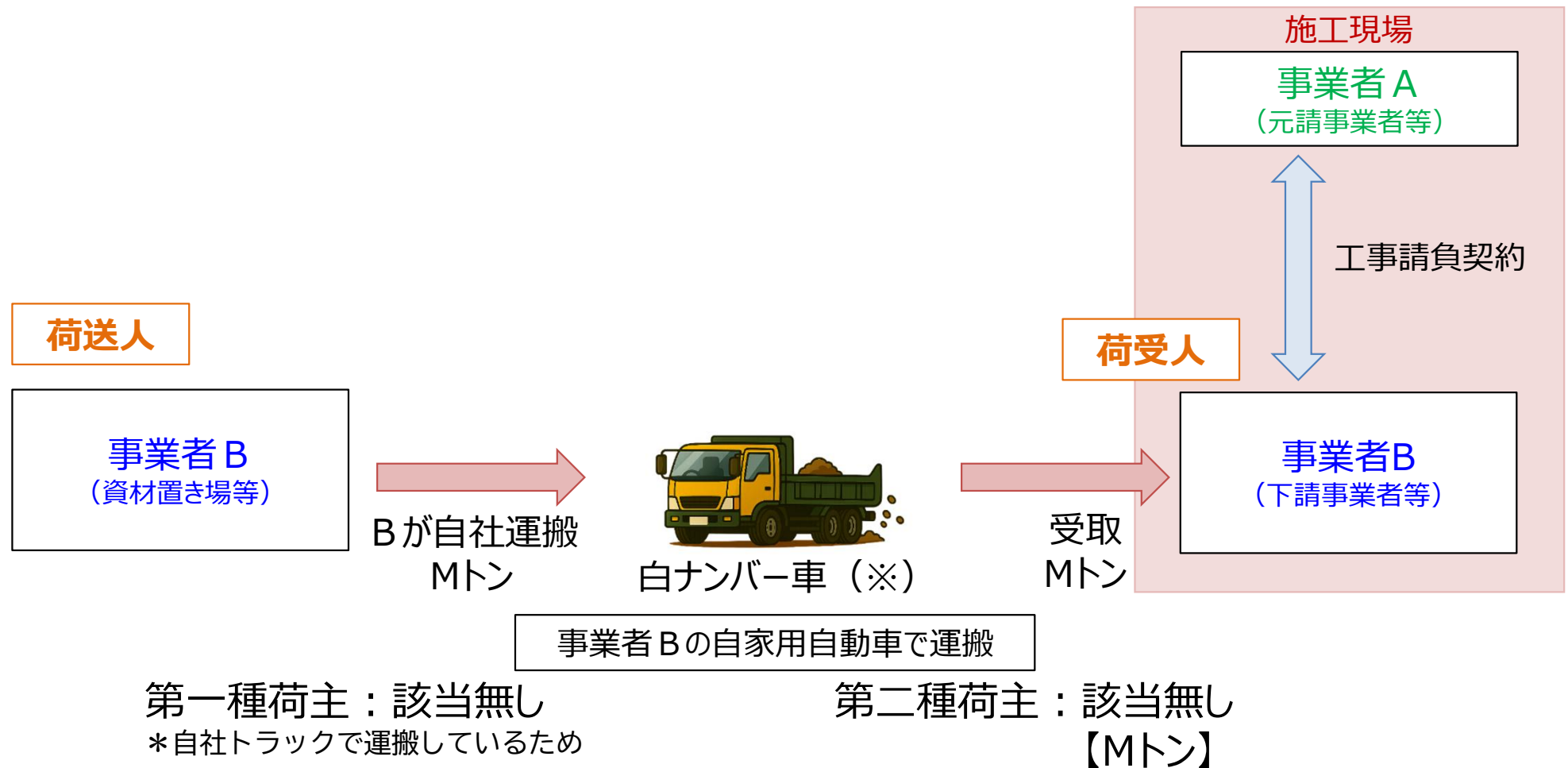


※事業者Bが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（建設業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

*事業者Aは、事業者Bの「運転者に引き渡す者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-0. 下請事業者が資材等を移動させる場合 (下請事業者等が自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**下請事業者が自家用自動車で自社の資材置き場等から施工現場に運送する場合は、第一種荷主、第二種荷主に該当する者はいない。**

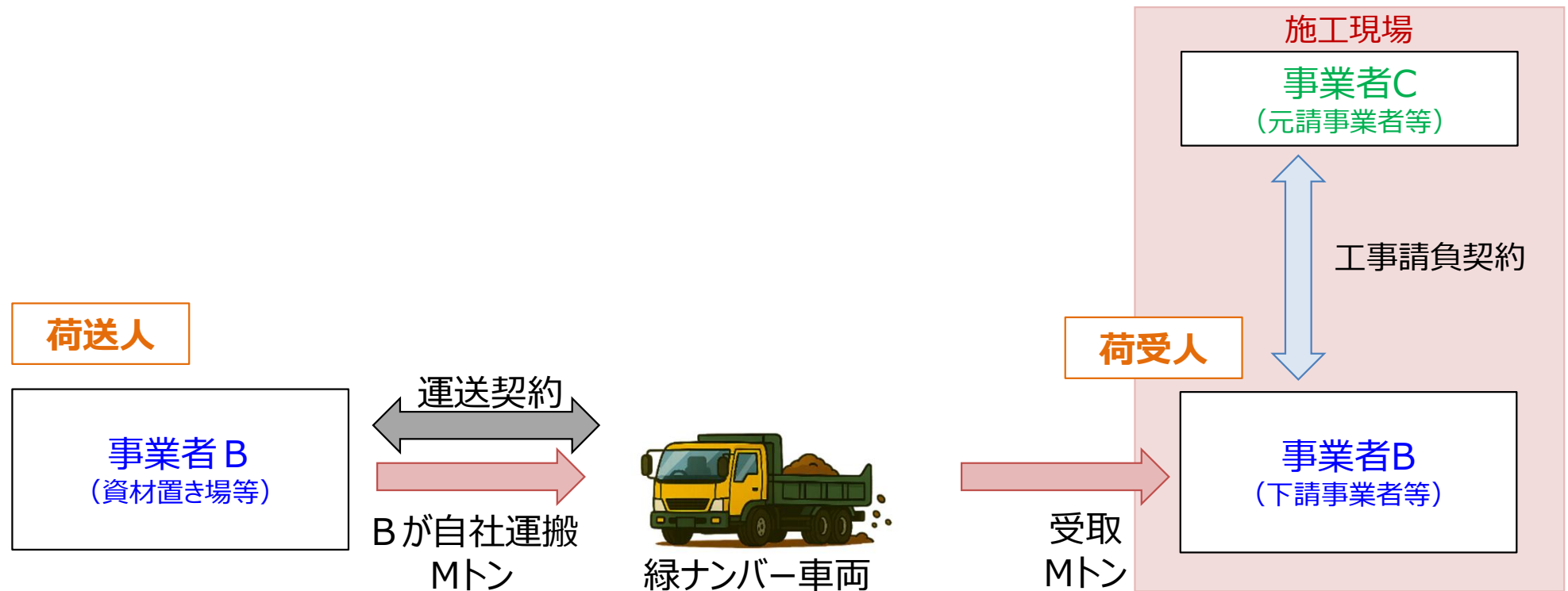


※事業者Bが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（建設業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

* 事業者Bが自社のトラックで運搬し、自社で受け取っているため、第二種荷主も該当なし。

3-0. 下請事業者が資材等を移動させる場合 (下請事業者等が運送契約して現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**下請事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して施工現場に運送する場合は社内物流の構図となるので、第一種荷主は下請事業者。第二種荷主は該当なし。**



貨物自動車運送事業者E

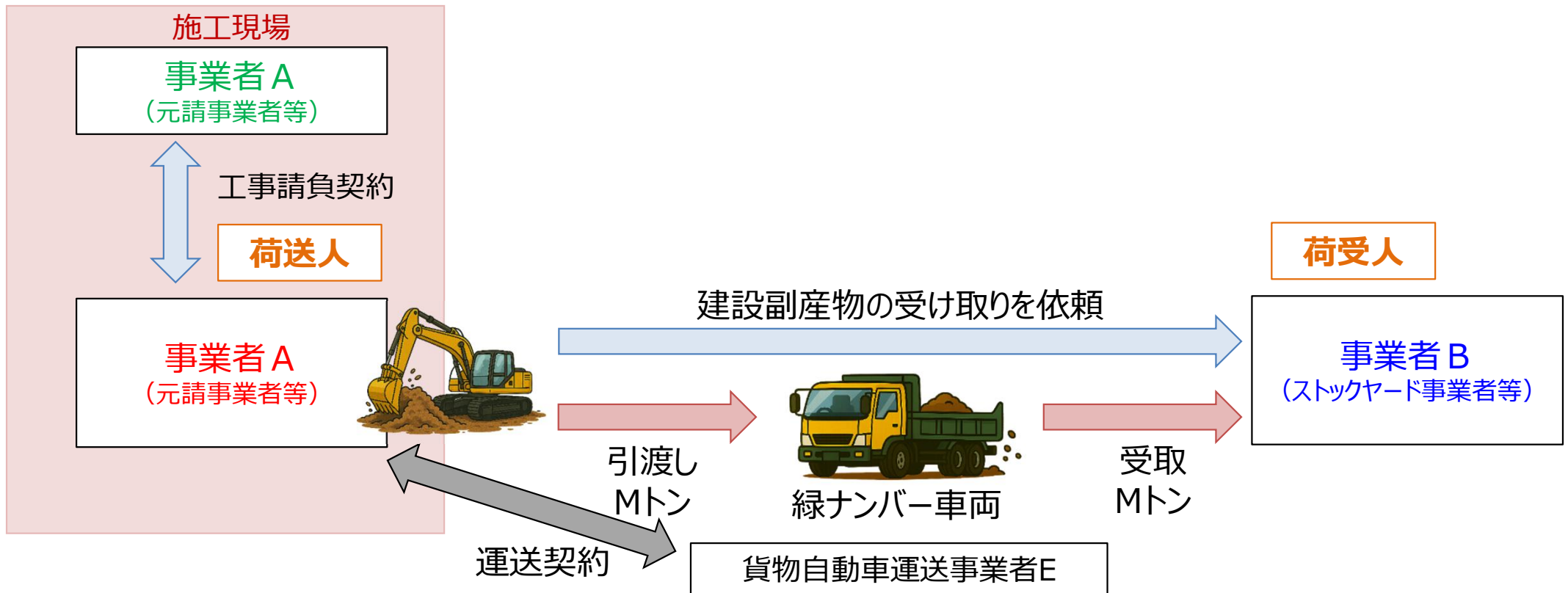
第一種荷主：事業者B
*運送契約を結んだ者がBであるため

第二種荷主：該当なし
【Mトン】

* 事業者Bが他社トラックと運送契約し、自社施設で受け取っているため、第二種荷主は該当なし。(社内物流)

3-0. 建設工事の中での発生材の運送 (貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結してストックヤードなどに配送する場合は、建設工事請負事業者が第一種荷主、ストックヤード事業者が第二種荷主に該当する。**



第一種荷主：事業者 A
【Mトン】

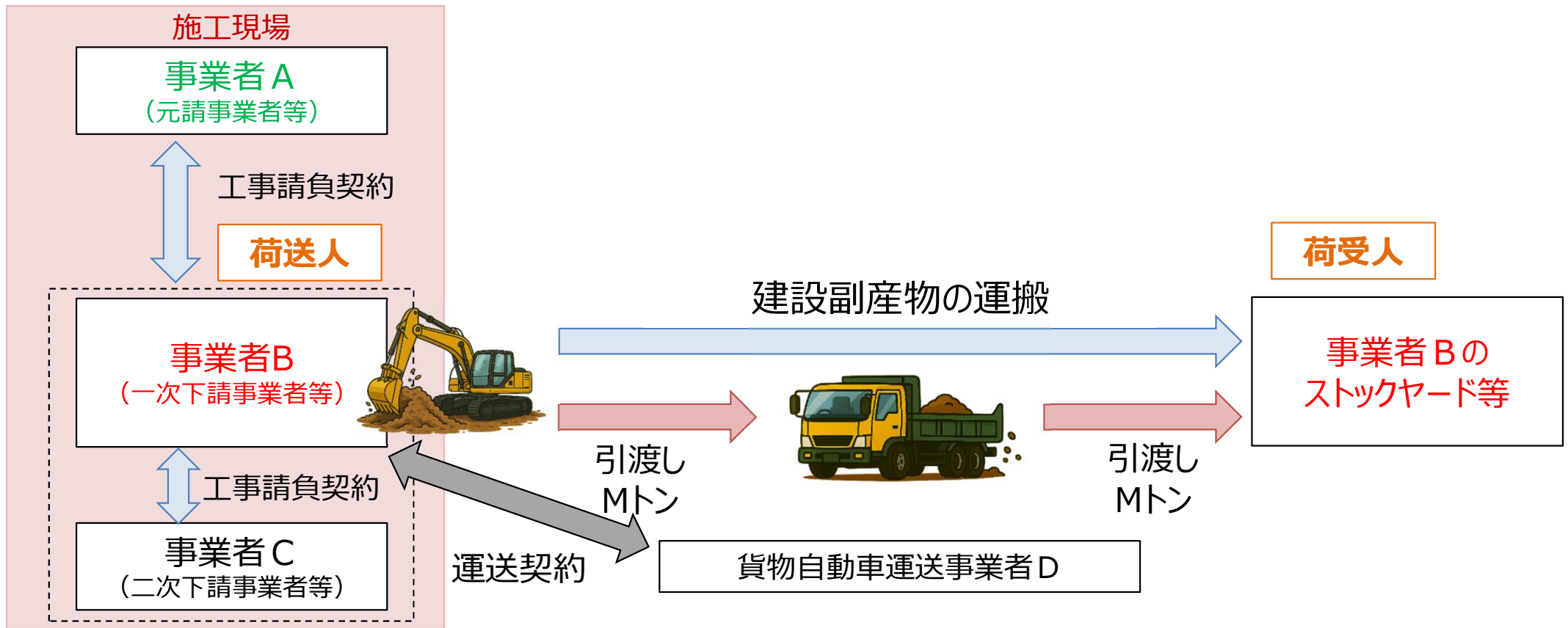
*運送契約を結んだ者が A であるため

第二種荷主：事業者 B
【Mトン】

*他社の運転手から受け取っているため

3-0. 建設工事の中での発生材の運送 (一次下請事業者が貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**一次下請事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して、一次下請事業者のストックヤード等に運送する場合は、一次下請事業者が第一種荷主に該当し、第二種荷主は該当無し。**

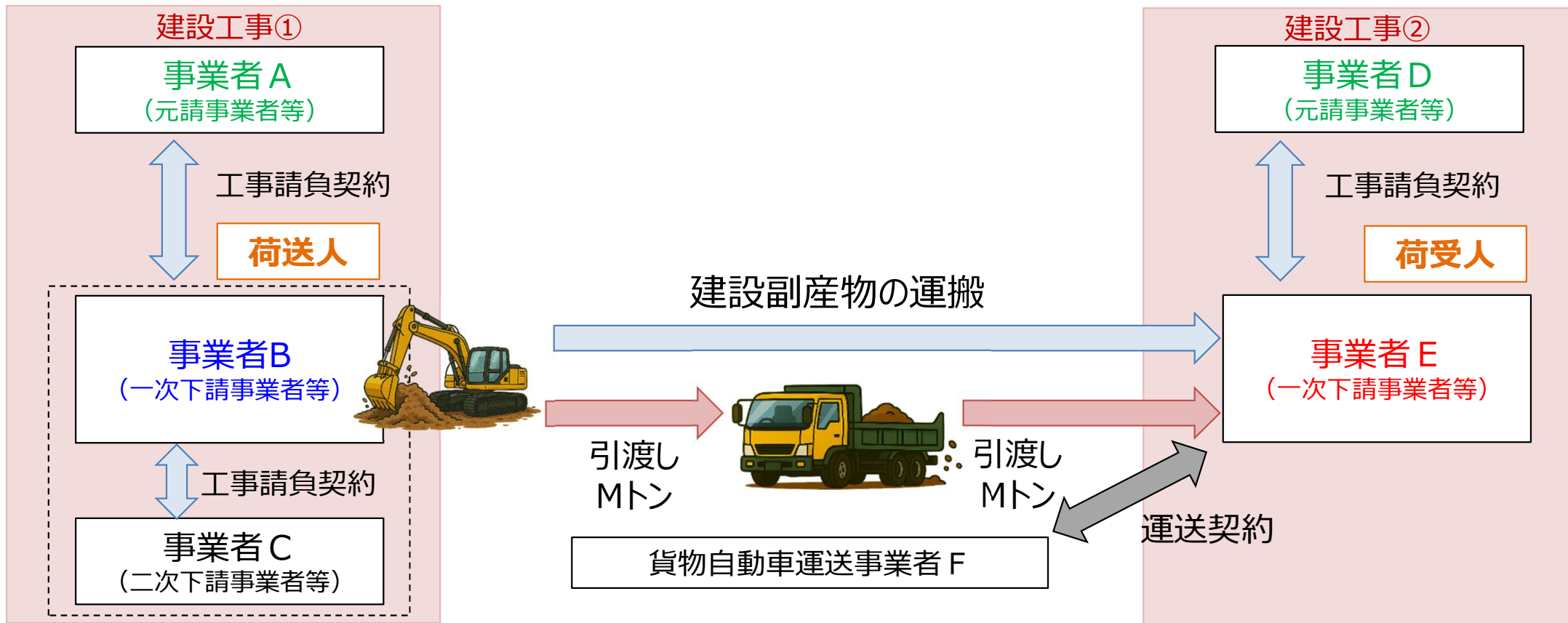


第一種荷主：事業者B
【Mトン】
*運送契約を結んだ者がBであるため

第二種荷主：該当無し
*荷送人荷受人が運送契約を締結する者と同事業者であるため（社内物流）

3-0. 建設工事の中での発生材の運送 (一次下請事業者が貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂）の運搬について、別の建設工事に転用するため、別の建設工事の**一次下請事業者（E）**が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して、別の建設工事の**施工現場に運送する場合は、別の建設工事の一次下請事業者（E）が第一種荷主に該当し、第二種荷主は転用元の一次下請事業者（B）が該当する。**



第一種荷主：事業者 E
【Mトン】

* 運送契約を結んだ者が E であるため

第二種荷主：事業者 B
【Mトン】

* 「引取物流」において、着荷主側が運送契約を締結する場合、発荷主側が第二種荷主となるため